

出雲市監査委員告示 第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成26年11月6日付けで出雲市長から平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置状況についての通知があったので、同条項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成26年（2014）11月10日

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 川 上 幸 博

行 革 第 14 号
平成26年(2014)10月8日

出雲市監査委員 周藤 滋 様
出雲市監査委員 吾郷 紘一 様
出雲市監査委員 川上 幸博 様

出雲市長 長岡 秀人

平成 25 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況について（通知）

平成 26 年 2 月 20 日付けで提出のあった「平成 25 年度包括外部監査結果報告書」について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別添のとおり当該監査の結果に基づく措置状況を通知します。

<p>指摘事項等【1. 指定管理者制度導入について】</p>
<p>①施設の在り方と管理形態の検討状況 指定管理者制度の創設を絶好の機会と捉え公の施設の現状を分析し、整理・統合・存続を含めて施設の在り方を検証し、その検証結果に基づき管理形態をどうするのかを検討すべきであったにもかかわらず、「管理委託制度による管理運営を委託している公の施設については、原則として、指定管理者制度に移行する。」ことを前提として画一的に事後の事務手続が行われているという印象が強い。また、全ての公の施設について、一応、管理形態(指定管理者制度導入の可否等)を検討したとのことであるが、その検討内容を記録した書類が保存されていないので、それぞれの施設について、果たして十分な検討が行われたのかどうか、その結果として、管理形態の決定に相当な理由があったかどうかなどの検証が不可能な状態である。管理形態を決定するにあたって検討された内容は重要な書類として保存すべきものである。</p> <p>②指定管理者制度に関する条例の制定方法 通則的な条例の設置が法律により義務付けられているわけではないが、指定管理者制度の全体像を示す通則的な条例が存在しないことについては、明瞭性の見地から好ましくないと言える。指定管理者に応募する団体が、通則的な条例により出雲市の指定管理者制度の骨子を容易に確認することができるようにする為にも通則的な条例を定めるべきであると考え。具体的には、例えば「出雲市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を新たに制定し、この条例において、全ての指定管理施設に共通する基本的な手続事項を定め、個々の施設に特有の事項については、各施設の設置管理条例において追加的に定めるなどの方法が最も望ましいと言える。</p> <p>③指定管理者制度の運用に関する指針(基本方針)について 指定管理者制度の意義を念頭に置いて、一連の事務手続を整理あるいは見直し、具体的かつ体系的な運用指針(基本方針)を策定して公表すべきである。そうすることによって、効率的かつ効果的な運用に資することになると考える。</p>

<p>指摘事項等に基づく措置の状況</p>
<p>①指定管理者制度の導入・移行にあたっての基本的な考え方として、従来の管理委託制度により管理運営を委託している施設は指定管理者制度への移行を基本とし、直営施設についても積極的に同制度の導入を図ることとしていました。 今後は、現在行っている公共施設の見直しにあわせ、平成28年度の指定管理者更新までに、施設の管理形態について下記の視点で検討します。また、施設の管理形態の検討にあたっては、関係書類を適正に保存することとします。</p> <p>〔指定管理者制度導入に係る検討の視点〕 (1)民間事業者等の専門性、実績等の活用により、利用者ニーズに合わせたサービスの充実が図れるか。 (2)指定管理者制度の導入により経費の削減が図れるか。 (3)利用の平等性、公平性など(守秘義務の確保等を含む)について、行政でなければ確保できない明確な理由がないか。 (4)指定管理者となりうる民間事業者等が存在するか。 (5)指定管理者制度の導入により、施設の設置目的に合致した管理運営が見込めるか。 (6)使用料・利用料金により一定程度の収益が見込める施設か。</p> <p>②施設の設置目的・用途に相違があり、通則的な条例では個別の内容に対応できないことから、各施設の設置管理条例の中で指定管理者制度に関する条項を定めて対応しています。したがって、現時点では現行どおりの運用としますが、状況を見極めて今後の対応を検討します。 また、指定管理者制度の概要の周知に関しては、平成26年中に策定予定である運用指針で対応することとします。</p> <p>③指定管理者制度導入の基本的な考え方・制度運用にあたっての具体的な事務手続等を定めた運用指針を平成26年中に策定します。</p>

指摘事項等【2. 選定手続等の妥当性について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>①公募・非公募の判断 指定管理者の選定方法を非公募とする場合の要件(基準)が明確に規定されていないため、公募・非公募の判断が恣意的になり得る状況である。指定管理者を非公募により選定する場合の条件を、今後制定されるべき「通則条例」または「基本方針」に盛り込む必要があると考える。また、公募・非公募の判断については、透明性、公平性を担保する意味からも指定管理者候補者選定委員会で決定することが望ましい。</p> <p>②指定管理者の募集について 指定管理者制度の趣旨からすれば、できるだけ多くの民間事業者等が参入しやすい環境を作る必要がある。そのため、出雲市が行っているホームページでの広報に加えて地元のテレビ局での放映や各施設での掲示など広報媒体等を最大限に活用した積極的な広報活動を行い、市民への周知を図り、指定管理者の応募者数増加を目指すべきである。</p> <p>③指定管理者候補者選定委員会による選定について 指定管理者候補者選定委員会設置要綱に定められた選定委員会の最も重要な業務は言うまでもなく指定管理者候補者の選定審査であるが、1日で多くの施設の選定審査が行われているケースも見受けられることから、その審査自体が形式的なもので実態を伴っていないと推認される。指定管理者候補者の選定は、指定管理者制度の根幹をなす重要な手続のひとつである。選定委員会は独立した公正な立場から、施設ごとの指定管理者候補者の選定審査に真摯に主体的に取り組まなければならない。 また、指定管理者候補者選定委員会設置要綱に定められている以上は、説明責任を果たす意味からもその選定結果を速やかに公表すべきである。公表内容については、応募者数、候補者名、選定委員会出席者名、開催年月日、審査項目(審査基準)、選定理由などを公表することが望ましいと言える。</p> <p>④指定管理者候補者選定委員会の意見申述義務について 選定委員会の意見申述に関する所掌事務は全く機能していない状況にある。外部の公正な立場から評価を行うという意味で、この所掌事務を機能させることこそが、市側、指定管理者側の双方にとって効率的かつ効果的な管理運営のために有用であると言える。早急に具体的な方法を検討し、実施すべきである。</p> <p>⑤選定委員の構成について 指定管理施設には、公園・温泉・遊戯館・貸館・展示館・学習館など多彩な種類があることから、各施設の指定管理者候補者を選定するにあたり、それぞれの施設毎に相応しい知識を持った選定委員により吟味されることによって適切な判断ができると考える。この観点から、例えば施設の種類毎に選定委員の構成を変えて、外部から有識者を選定委員に登用し、その種類ごとに異なる重要なポイントを押さえた選定審査を促すことが必要と考える。</p>	<p>①指定管理者候補者を非公募により選定する場合の要件については、平成26年中に策定予定である指定管理者制度の運用指針に盛り込みます。 また、非公募による指定管理者候補者の選定に関し、指定管理者候補者選定委員会で意見を求めることとし、本年6月に制定した出雲市指定管理者候補者選定委員会設置条例において、選定委員会の所掌事務として決めました。</p> <p>②現在、指定管理者の募集については、①市ホームページへの掲載、②広報紙への掲載、③施設所管課での募集要綱等の提供などの方法により周知を行っています。今後は、応募者数の増加を図るため、新たな媒体の活用や関係機関への周知方法を検討します。</p> <p>③現在も、選定委員に審査資料を事前配布するなど審査が形式的なものにならないよう配慮しているところですが、選定委員会の開催日数を増やすなど、十分な審査時間が確保されるよう努めます。 また、選定委員会における選定結果及び選定理由については、市議会への議案提案日にあわせ、市ホームページで公表することとします。(項目例:施設名、応募者数、指定管理者候補者名、指定予定期間、公募・非公募の別、選定理由、所管課)</p> <p>④指定管理者更新施設については、選定委員会の審査の中で施設管理業務の実施状況に対する意見をいただいているところです。今後は、指定管理者制度導入施設の管理運営状況に関する評価結果に対し、意見をいただく場を設けることとしています。</p> <p>⑤これまでも、弁護士、税理士等の外部の有識者を選定委員として選任しているところですが、審査の過程で施設の設置目的・用途に応じた専門的な意見等が必要とされる場合には、専門的な知識のある方の意見も聴取し選定していくこととしています。本年6月に制定した出雲市指定管理者候補者選定委員会設置条例において、選定委員会が必要と認めるときは、関係者に説明及び協力を求めることができる規定を設けました。</p>

指摘事項等【3. 協定内容の妥当性について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>①協定内容について 基本協定において、(A)指定管理者の責務として法令等信義則に従って業務を遂行することに関する事項、(B)会計区分の明確化として施設ごとの経理事務を独立させ関係帳簿書類等を別途整備保管することに関する事項(特に、同一の団体が指定管理者として複数の施設を管理運営する場合に重要である。)、(C)暴力団等の介入排除に関する事項について盛り込むべきである。</p> <p>②基本協定に基づく管理運営について 指定管理者制度による管理運営を続けるのであれば、再委託を排してその運営方法を正常化すべきである。または、指定管理者制度による管理運営そのものを改め、実態に即した管理形態とすべきである。 例えば、直営に移行して管理運営を外部委託とすることなどを検討する必要がある。</p> <p>③運営状況の評価・公表について 基本協定書の締結時点において、運営状況の評価結果についての公表内容及び公表方法については当然決定しておくべきである。説明責任が厳しく求められており、公平性・透明性を担保するという観点から速やかに公表すべきである。</p>	<p>①平成28年度の指摘管理者更新に向け、基本協定で定めるべき内容を整理し、見直しを行います。 なお、指摘のあった項目については、平成26年4月に指定管理者が更新となった施設の基本協定から盛り込むこととしました。</p> <p>②指定管理者制度による施設の管理運営に関して、業務の再委託の状況を確認したうえで、適切な管理形態を検討します。 また、平成28年度の指定管理者更新にあわせ、地域密着型の小規模施設等で指定管理者制度導入のメリットが少ない施設については直営に戻し、個別に業務委託を行うこととします。</p> <p>③平成26年2月に指定管理者制度導入施設の管理運営状況に関する評価結果を市ホームページで公表しました。今後も、毎年度、公表していきます。</p>

指摘事項等【4. 指定管理料の算定方法の妥当性について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>①維持管理経費等の算定について 指定管理料の適正性を担保する意味からも、早急に各科目について算定方法を確立し、これに基づいた積算を行うべきである。また、収支決算書の内容について審査表(チェックリスト)を作成し、これに基づいた審査を行い、その結果を指定管理料に反映すべきである。</p> <p>②人件費の算定方法(退職給与引当金の取扱い)について 適正な人件費の算定のためには、正規職員については、民間の給与実態調査結果の中から職層別平均給与額等、非正規職員については、市で定める一般事務の1時間あたりの単価またはハローワーク等の求人情報等を参考とするなど、妥当性のある方法を検討すべきである。また、退職給与引当金の取り扱いについては、統一した見解がないため、結果として指定管理者間に不公平が生じている。1人あたりの人件費は、給与額と法定福利費の合計とするのが通常の考え方であり、退職給与引当金を加算することにはいささか疑問が残るが、統一した取扱いを定めて、これに基づき是正措置を講ずるべきである。</p> <p>③修繕料について 必要な修繕を行った結果として、協定額と実際の支出との間に生じた差額については精算すべきである。また、建物、構築物、機械装置、器具備品等に分類した上で、修繕計画を立てるべきである。</p> <p>④指定管理料の変更について 指定管理料は、サービスの質、水準を維持するために必要な管理費(人件費、各経費等)について、詳細に検討積算され決定されるものであるから、安易に変更等を行うべきではないが、法律上規定されていないことから、指定管理者側と市側の双方が協議し合意すれば変更することができるものである。従って、協定額と収支決算額との差異について審査し、変更すべき相当の理由があれば、協議のうえ、適切な変更を加えるべきである。</p> <p>⑤指定管理料の精算について 協定額と収支決算書との差額(収入・支出の科目)について審査し、その理由に基づき精算すべきものがあれば精算すべきである。その精算方法は、指定管理者側と市側の双方が協議のうえ決定すべきである。</p>	<p>①施設の管理運営費の積算に関しては、積算基礎を明らかにし適切な管理経費を積み上げる方法で算出することとします。 また、事業報告書・収支決算書の内容を審査し、仕様書どおり業務が遂行されているか、計画どおり予算執行されているか等について、指定管理料の積算資料と照合し検証することとします。</p> <p>②人件費については各施設の実態を把握し、施設の管理運営に係る統一した基準単価を検討します。なお、当該施設に勤務しない役員等の報酬については、市の積算には含めないこととします。 また、退職給与引当金については、人件費の単価の設定にあわせ考慮することとします。</p> <p>③修繕料は、一件あたりの限度額を定め、これを超えないものは指定管理者の負担とし、超えるもの及び資本的支出に関する修繕等は市が実施しています。各施設の修繕状況を調査し、実態に即した修繕料となるよう検討します。</p> <p>④⑤指定管理料は、市の仕様書及び管理者からの提案に基づき双方協議のうえ決定しており、現行どおりの取扱いとします。ただし、特別な事情がある場合は変更等を検討します。また、収支見込額と決算額との差額については、原因を究明するとともに、計画どおり事業実施(予算執行)されていないものは、指定管理者と協議のうえ指定管理料の変更等を行うものとします。</p>

指摘事項等【5. 指定管理者による管理運営と出雲市のモニタリングについて】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>①利用者サービス向上のための取組について 協議内容は、施設の管理運営に関するものであり、また、評価及び更新の際の判断資料としても大切なものである。従って、様式を統一するなどして記録の作成保存をすべきである。</p> <p>②利用者の増加または経費の節減のための取組について 利用者の安全・安心のために、施設の維持管理を行うことは当然のことであるが、加えて、施設の特性を活かした魅力ある施設にしようという努力が必要である。しかし、この努力があまり見受けられない。各施設の方向性、つまり各施設の運営に関する基本理念を定め、これらの実現に向けて様々な事業を展開していくことが必要であると考え。</p> <p>③無償貸与備品等の管理について 備品等は市有財産であると同時に市民の財産でもある。従って、適切な管理を行うことは当然である。指定管理者は備品台帳等により適切な管理をして、市側はこれをチェックするということが本来の姿である。統一した様式の備品台帳等を整備し適切な管理及びチェック体制を確立すべきである。</p> <p>④事業計画書・月次報告書・事業報告書の検討状況について 事業の実施が適切に行われているかどうかについて、審査表(チェックリスト)等による厳正的な審査体制を構築する必要がある。また、今後の管理運営に活かす為に審査結果に基づいた指導・助言ができる場として、定例の協議会等を設ける必要があると言える。</p>	<p>①募集要項、仕様書及び基本協定において、市へ報告又は市の承認を得ることとされている事項をはじめ、施設の管理運営に関する事項について協議を行った場合は、協議録を作成することとします。</p> <p>②指定管理者制度は、民間事業者等のノウハウを活用することにより、利用者へのサービスと利便性の向上、管理経費の縮減を図ることに意義があります。 こうしたことを念頭に、各年度の事業報告書及び計画書の提出時点等において、利用者の増加や経費節減のための取組について指定管理者と協議を行っていきます。</p> <p>③備品台帳が整備されていない施設については、早急に現存の市所有備品を確認し、備品台帳を整備することとしました。また、定期的に備品台帳との照合確認を行い適正な備品管理を図ります。</p> <p>④事業計画書に沿った事業の実施状況については、各種報告書により適宜、確認・評価していく必要があります。そのため、仕様書や事業計画書と照らし合わせ確認を行うとともに、引き続き必要な指定管理者との協議の場を設けていくこととします。</p>

指摘事項等【非公募である施設の選定過程について】
<p>大社ご縁ネットについては、たしかに、その設置された経緯等あるいは地域性等を考慮すると非公募である理由は理解できる。ただし、非公募とする施設の選定過程に問題があると言える。</p> <p>まず、非公募とする場合の要件が規則化されていないことである。原則として公募としながらも、例外的に非公募とすることについて明文規定が存在していないのではその判断に恣意性が介入してしまう可能性がある。現状では、行政改革推進課が想定している「非公募とする場合の要件」が存在しているに過ぎない。客観的な規定を作成して規則化し、あるいは条例化し、明らかな形で説明または公開するべきではないかと考える。</p> <p>次に、非公募とすることを決定する主体が不明瞭であることである。非公募とする施設の選定について、行政改革推進課からは、「最終的には市長に権限があるが、実質的には、まず、所管課において「非公募とする場合の要件」に該当すると見込まれる施設を選定し、行政改革推進課において、その施設が「非公募とする場合の要件」を満たすかどうかを吟味した上で、要件を充足していなければ所管課へ差戻し、要件を充足していれば、選定委員会の委員長であった副市長と協議して決定している。」との回答を得た。公募であろうと非公募であろうと、所管課において(5)指定管理者の選定過程で記載している評価表を作成し、選定委員会の審査を経て、そして、議会の議決を受けて指定管理者の決定をしていることについては、何ら問題はないと思われるが、非公募とすることを決定する段階において選定委員会あるいは選定委員の意見が反映されていない点については疑問が残る。指定管理者について、公募とするのが望ましいか、非公募とするのが望ましいかという選択は、複数の応募者の中から1つの候補者を選定する場合と同様に最も重要な決定である筈である。従って、外部の選定委員も交えたうえでの客観的かつ明瞭的な制度設計を構築すべきではないかと考える。付け加えるならば、公募とするのか非公募とするのかという選択は出雲市における公の施設の在り方にも密接に関連するので、市民または施設利用者の意見を採り入れるという選択肢も考えられるのではないかとと思われる。</p> <p>さらに、非公募とする場合には選定理由について十分に説明責任を果たさなくてはならない。出雲市の現状を考えると説明責任を果たしているとは言い難い。現在の指定管理者を非公募により選定した理由、指定管理者を継続することが相応しい理由など、情報公開条例に抵触しない範囲内において積極的に公表するべきであると考ええる。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>指定管理者候補者を非公募とする場合の要件については、平成26年中に策定予定である指定管理者制度の運用指針に盛り込みます。また、非公募による指定管理者候補者の選定に関し、指定管理者候補者選定委員会の意見を求めることとし、選定結果や選定理由を市ホームページで公表する予定としています。</p>

指摘事項等【事業の在り方について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>1日3回の定時放送(朝／6:30 昼／12:30 夜／19:30)における放送内容については、大社町の保育園、幼稚園、あるいは小中学校の行事予定、季節の話題、各種PR放送など、多くの取材に向き非常に工夫を凝らして放送されているように見受けられた。またストレッチ体操(15:00)など、住民の健康作りにも配慮した放送内容に共感できる部分もある。しかし、実際に有線放送の加入者については、減少しているのが実状である。</p> <p>携帯電話等、様々な情報伝達手段が普及した今日において、有線放送の在り方が問われているような気がする。大社町内に設置されている9つの局舎別の通話度数または通話時間が事業報告書において報告されているが、住民ニーズを把握するために、年齢別の利用状況等をモニタリングしても効果的ではないかと思われる。月額1回線当たり1,380円の使用料、また、新たな加入者については、加入者負担金として36,750円(一般世帯・事業所)、15,750円(公会堂・公衆有線)を出雲市に納入しなければならない。一見すると、月額の使用料については安価であるようにも思われるが、果たして、この料金体系で加入者の増加が見込まれるかどうかについては疑問が残る。</p> <p>さらに、大社ご縁ネットの事業については、出雲市の会計区分において特別会計に区分されており、受益者負担で運営されている事業である。年2回、住民の代表者で構成されるコミュニティ情報委員会を開催し、様々な意見交換が実施されていることは評価できるが、より一層のサービスの充実が求められると思われる。</p> <p>防災、福祉、行政情報伝達システムを担う地域情報インフラとして、または、放送及び通話、インターネット、プロバイダー事業、ページング放送等のソフト事業者として、時代とともにその存在意義は変容していかなければならない。出雲市における他の民間事業者との競争は激しいかも知れないが、出雲市として、今後も大社地区限定の大社ご縁ネットの事業を存続させていくのであれば、指定管理者あるいは住民との対話を重ねながら、より良いサービスの提供を実現し、地域コミュニティに欠かせない存在であり続けるよう努力すべきだと思われる。</p>	<p>住民ニーズについては、指定管理者が年2回のコミュニティ情報委員会を開催し、地域からの意見を聞くことにより把握に努めており、委員会でのご意見をサービスに反映させるよう努めています。</p> <p>今後、住民ニーズの把握については、コミュニティ情報委員会のほか、年齢別の利用状況等のモニタリングなどの手法も含め、効果的で実施可能な手法を指定管理者と協議しながら、検討を進めていくこととします。</p>

指摘事項等【直営から指定管理者制度への移行について】

当時の指定管理者における安全面での監視体制に問題があったにも拘らず、指定管理者制度に移行することを前提として、当分の間、直営による管理を行っていたという事実は、あまりにも事故に対する認識が希薄であったことを示す。事故直後において、出雲市の職員を2名派遣しているとは言え、引き続き、同一の指定管理者による管理運営がなされたことについても釈然としない。

さらに、原因や責任の所在が明らかになった時点で、出雲市は施設設置者として、当然に指定管理者制度そのものの検証を行うべきであったと考える。市民感情を考慮すると、行政として、危機管理に対する認識が欠如していたと言わざるを得ない。

ただし、現在の指定管理者を選定する段階において、安全な施設運営を最優先し、出雲市内の団体に限定せず、広く募集したことについては、一定の評価を与えるべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

安全・安心な施設として確固たる地位を築いていくため、平成20年4月1日から直営による運営を行い、管理運営方針・計画の策定、各種マニュアルの見直し、新規マニュアルの作成、監視員の増員、監視員の教育、利用規約の追加及び徹底、施設・設備点検の徹底等の安全対策の実施により、管理体制を整えました。そのうえで、施設の性格や設置目的等から指定管理者制度の導入が有効と判断し、平成22年1月1日から再び指定管理者による管理運営に移行しています。

なお、今後の施設の管理形態に係る検討については、0-1-1 総論の【1. 指定管理者制度導入について】に係る措置の状況の①に記載しているとおりです。

指摘事項等【指定管理料の積算根拠について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>指定管理料については、財政支出を伴うものであるから、当然に出雲市においても毎年度各経費を積み上げて積算をするべきである。指定管理者選定の過程においては、ある程度の経費の見込みについては作成されているようだが、その詳細については何の資料も作成あるいは保存されていないようである。指定管理料の上限額の設定についても根拠は曖昧であり、非常に緩慢であると言わざるを得ない。</p>	<p>指定管理料の積算(上限額の設定)にあたっては、施設の管理運営費や利用料金収入等の積算基礎を明らかにし適切な管理経費等を積み上げる方法で算出することとします。また、あわせて積算根拠を記した資料を作成し、保存することとします。</p>

指摘事項等【指定管理料の変更について】

平成21年度(直営時期)のNHK受信料支払漏れについては理解できるが、平成21、22年度法人県民税・事業税の負担について、平成23年度協定書第5条(指定管理料の変更)における「特別な事由」に該当するのかどうか疑わしいと言える。指定管理者からの費用負担の補填の申請を受けた時点で、所管課において、租税負担についての詳細を検討すべきではなかったかと考える。

指摘事項等に基づく措置の状況

これまでは、指定管理料の積算における事業税及び住民税の取扱いについて、市としての統一的な指針が存在しなかったため、個別に必要と判断した場合には指定管理料の変更を行っています。

今後は、原則として指定管理者法人に係る法人税、事業税及び住民税については、指定管理料の積算に含めないこととします。

指摘事項等【地方税の申告及び納付について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>指定管理者の申請資格において、出雲市税について滞納がないことが条件に挙げられているが、当然に、指定管理者として選定された後も遵守されなければならない。地方税の申告及び納税は、指定管理者であるか否かに拘らず、原則として、収益事業を行う全ての法人あるいは団体に義務付けられている。しかも、指定管理者の構成員であるシンコースポーツ株式会社は全国的に公の施設の指定管理を受託している法人である。「情報の認識不足」という回答では済まされないと云える。</p> <p>所管課においても問題があると言える。平成21、22年度法人県民税・事業税について無申告及び不納付であるという事実を知り得たうえで指定管理料を変更しているにも拘らず、平成21、22年度の法人市民税について申告及び納税の有無を確認していない。</p> <p>指定管理者及び所管課双方の怠慢であると言わざるを得ない。</p>	<p>指定管理者において税理士への相談を行うなど、税務申告手続を適正に行うよう指導しました。</p> <p>今後はこのようなことがないように、関係法令の遵守に係る指導を徹底していきます。</p>

指摘事項等【事業税及び住民税の費用負担に係る積算について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>消費税あるいは住民税の均等割についての費用負担について指定管理料の積算のなかに組み込むことは理解できる。しかし、所得を課税標準とする事業税あるいは法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準とする住民税の法人税割について、指定管理料のなかに予算化できるのかどうか疑問に思われる。</p> <p>そもそも、指定管理者の申請に必要な書類のなかに、過年度の法人税申告書あるいは地方税申告書の提出は義務付けられていない。毎年度の事業報告書の提出書類のなかにもそれらの申告書が提出された形跡は一切見当たらない。</p> <p>指定管理料の積算のなかに事業税及び住民税を含むべきかどうかは難しい論点ではあるが、出雲市としての統一的な指針が存在していないことについては問題があると言える。</p>	<p>2-1-3 出雲ゆうプラザの【指定管理料の変更について】の措置の状況に記載しているとおりです。</p>

指摘事項等【行政財産目的外使用について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>たしかに、出雲ゆうプラザは健康増進施設であると共にレジャー施設という側面を有していることは否定しない。指定管理者からは、レストラン等を廃止すれば利用者に対するサービスの低下につながるという主旨の意見があったが、ここに問題の食い違いがあると思われる。出雲市財産規則にあるように、行政財産の利用者に対してレストラン等の軽食サービスを提供する場合には所定の手続が必要である。さらには、それらの業者からの賃料を指定管理者が直接収受するなどということはあってはならない。行政財産の目的外使用料は出雲市に帰属するものである。直営から指定管理者に移行したというだけで、行政財産の目的外使用の本質そのものに何らの変化もないはずである。</p> <p>また、所管課の認識不足は否めない。出雲市財産規則に照らし合わせると、行政財産の目的外使用許可は必然なはずである。過去において、指定管理者が直接収受した賃料の出雲市への返還等を含めて、今後は適切な管理運営がなされるように指導すべきである。</p>	<p>平成26年度から、行政財産の目的外使用の許可を行い、使用料を徴収するよう変更しました。</p> <p>なお、指定管理者が過去に収受した賃料については、施設の管理運営費に全額充当されていることから、市への返還等は求めないこととします。</p>

指摘事項等【共同事業体について】
<p>事業費率について、代表者(80%)：構成員(20%)との回答を得たが、これについては明確な収支按分基準であるとは言い難い。すなわち、支出総額の内、構成員への委託対象となる維持管理費(ただし、日常清掃業務を除く。)の占める割合が毎年約20%であるということに過ぎない。また、共同事業体協定書により確認したところ、最終的な利益の分配または損失の負担についても規定が存在していない。共同事業体としての利益は全て代表者に帰属し、損失も全て代表者が負担しているのが現状である。</p> <p>現在の指定管理者を構成する両者が、共同事業体として、毎月、運営委員会を開催していることは評価できるが、共同事業体としての会計主体が存在しないことについても疑問が残る。最低限、共同事業体としての決算報告書を作成し、所定の監査手続を経て承認されるべきであると考え。</p> <p>共同事業体という組織そのものの性質が明確でないため、種々の問題点が散見されるが、現状の形態では、名目的な共同事業体であり完全な共同事業体とは言い難く、委託形式を利用した代表者主導による単独の指定管理者であるようにも思われる。</p> <p>根本的な問題として、共同事業体あるいは共同企業体については、その法的性質、制度的性質または税制上の問題等から曖昧さや不透明性が介在しているような風潮である。しかし、一般的には、「共同企業体は、基本的には民法上の組合の性質を有するものである。(平成10年4月14日最高裁判決)」と解されている。</p> <p>出雲市として、指定管理者が共同事業体である場合の指針となるべきものが存在していないことにも問題があるように思われる。私見ではあるが、LLP(Limited Liability Partnership:有限責任事業組合)登記を要件とすることも1つの方法ではないかと考える。LLP契約を締結することによって、共同事業体を法律的、会計的あるいは税制的にも明確な存在として確立させることができるようになると思われる。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>共同事業体あるいは共同企業体(以下、共同事業体)は法人格を持たないため、ご指摘のとおり法的、制度的にあいまいな部分があり、また業務分担やリスク分担等にも不透明な部分があります。これを明確化するために、LLP(有限責任事業組合)制度を活用することも1つの手段ですが、指定管理者の資格要件として必須であるとは考えていません。</p> <p>しかしながら、市として共同企業体の構成団体間の業務分担、リスク分担、指定管理料・利用料金配分等のルールを把握しておく必要があることから、これらのルールを共同事業体協定書等により明確化させるとともに、今後は、共同事業体としての決算報告書の作成等について求めていきます。</p>

指摘事項等【間接費の計上について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>指定管理者がその立場を利用して不当な利益を得ているならば、それは是正すべきであるが、指定管理者が利益を追求すること自体は何ら否定されるべきものではない。指定管理者制度の導入の背景には、住民サービスの向上、行政コストの削減のほかに「民間活力の活性化」というねらいがあったことから窺えるはずである。</p> <p>民間事業者(特に株式会社等)については、事業を維持するために必要な間接費は必然的に生じるものである。ここで敢えて問題視するのは、どの程度の間接費を指定管理料の積算根拠に反映させるかという切実な問題である。</p> <p>指定管理者からは、「シンコースポーツ株式会社が全国の自治体において、指定管理者として指定されている施設における指定管理料の積算根拠には、一律、各施設の総収入の内9%を間接費(本社経費)として計上しているのが特段問題はないと思われる。」という主旨の意見があり、所管課及び行政改革推進課からも賛同する旨の意見があったが、それはあくまで指定管理者側の積算根拠であり、所管課が公募時に見込んでいた間接費とは言い難い。間接費について、指定管理者側からの提案額と所管課との間で折衝があった形跡も見当たらない。</p> <p>さらに、出雲ゆうプラザの指定管理者はシンコースポーツ株式会社単独ではない。北陽ビル管理株式会社との共同事業体として指定されているにも拘らず、北陽ビル管理株式会社の間接費(本社経費)は計上されていない。共同事業体の中で、両者が担う業務の分野が違えばそれまでかも知れないが、間接費の本質そのものを考えるならば、たとえ委託形式を利用した代表者主導による指定管理者であっても構成員において生じるであろう間接費の計上が度外視されてはならないと考える。</p> <p>施設運営に係る直接費(見えるコスト)と間接費(見えないコスト)を所管課において再度検証するべきである。間接費については、それぞれの指定管理者により事業規模あるいは事業構造が異なるので具体的な数字を導き出すのは困難な作業かも知れないが、ある程度の想定額は設けるべきであると考え。</p> <p>監査人としては、指定管理者が適正利潤を確保しようとすることについては、一切、異議を唱えるつもりはないが、どの程度の金額が出雲ゆうプラザから享受されるべきであろう適正利潤なのか所管課で再度検証されるべきではないかと考える。この問題に関しては、所管課に限らず、行政改革推進課あるいは出雲市として、いま一度検証すべきではないかと思われる。</p>	<p>指定管理者受託団体によって間接費の計上の有無等が異なるため、指定管理料の積算根拠として一律に反映することは困難です。</p> <p>しかしながら、施設の管理運営経費の一部として、指定管理者が間接費を計上することは当然想定されるため、指定管理者から提出される収支計画及び事業報告において間接費の額とその積算根拠を明示させ、収支実態の把握に努めることとします。</p>

指摘事項等【指定管理料の積算根拠について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>指定管理料については、財政支出を伴うものであるから、当然に出雲市においても毎年度各経費を積み上げて積算をするべきである。指定管理者選定の過程においては、ある程度の経費の見込みについては作成されているようだが、その詳細については何の資料も作成あるいは保存されていないようである。指定管理料の上限額の設定についても根拠は曖昧であり、非常に緩慢であると言わざるを得ない。</p>	<p>指定管理料の積算(上限額の設定)にあたっては、施設の管理運営費や利用料金収入等の積算基礎を明らかにし適切な管理経費等を積み上げる方法で算出することとします。また、あわせて積算根拠を記した資料を作成し、保存することとします。</p>

指摘事項等【備品リストについて】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>確認した事実から判断すると、所管課及び指定管理者双方の回答の信憑性が疑われる。備品の所有権について、原則として出雲市に帰属するとしながらも、旧湖陵町から引き続き使用している備品については指定管理者の所有であると主張する旨の回答もあった。旧湖陵町時代に取得した備品の所有権は現在出雲市に帰属するはずである。</p> <p>備品の所有権について、指定管理料及び利用料金を原資として購入した物品の所有権が原則として出雲市に帰属するのであれば、その原資の線引きについては誰がどのように判断するのかについて定められていない。</p> <p>再度、備品リストと現物との実地確認を行い、適正な管理運営を行うべきである。</p>	<p>旧湖陵町時代に取得した備品の所有権は出雲市に帰属することを、市と指定管理者で確認しました。</p> <p>また、これまでも備品の処分や更新等の異動にあわせ備品台帳を整理してきましたが、改めて平成25年度末に現存の市所有備品を実地確認し、備品台帳を整理しました。</p> <p>今後も、定期的に現物確認を行い適正な備品管理を図ります。</p>

指摘事項等【自主事業について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>クアハウス湖陵の施設内において、隣接する国引荘から配膳しているとは言え、食事の提供をしているという事実は、クアハウス湖陵の設置目的からすると、明らかに自主事業の範囲を逸脱している。さらに、行政財産の目的外使用を実施する際には、所定の手続きをとるべきである。</p>	<p>今後は、施設の設置目的に沿った自主事業を所定の手続きに基づき実施するよう指定管理者に指導していきます。</p>

指摘事項等【国民宿舎「国引荘」について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>出雲市は総務事務次官通知を知り得たうえで、国引荘の増改築工事を起案し実行している。すなわち、財政運営の確保のため、地方公共団体についても宿泊施設あるいは健康増進施設の新設及び増築を禁止する旨の通知があったにも拘らず、出雲市が設置主体となる国引荘の増改築を行ったということである。これらの行為は、行政として、国の通知を軽視しており、かつ、出雲市の厳しい財政状態の改善と逆行するものであると言わざるを得ない。</p> <p>今回の包括外部監査においては、クアハウス湖陵を監査対象としているため、国引荘の増改築工事等に関連する問題についてはこれ以上言及しないが、同一の指定管理者であるため、敢えて指摘事項とした。</p>	<p>国引荘の増改築工事については、施設の老朽化等を理由として合併前の旧湖陵町において計画されていた事業を引き継いだものであり、決して国の通知を軽視したものではありません。</p> <p>ご指摘のとおり出雲市の厳しい財政状況を鑑みれば、今後の施設整備については一層の慎重さが求められると考えています。</p>

指摘事項等【国引荘との経費按分について】

人件費の按分基準について、指定管理者からの回答は非常に曖昧であるように感じられた。人件費の按分計算はそのまま指定管理料の積算に直結するものである。経費の按分基準についての是非を非難するわけではないが、さじ加減で按分しているようでは問題がある。同一の指定管理者がクアハウス湖陵及び国引荘について受託し、片方では指定管理料を収受し、もう一方では指定管理料ゼロであるという現状を考えると、できるだけ恣意性を排除し、事実を即した客観的な経費の按分基準を設けるべきであると言える。さらに付け加えるならば、そういった事実を把握せずに、協定額を決定していた所管課にも問題があると言えよう。

指摘事項等に基づく措置の状況

役職員人件費の按分について、各施設の業務量に照らしあわせ、各人別に精査しました。その結果、平成26年度の事業計画における人件費の積算に際し、改めて勤務実態に基づいた按分計算により算出されています。

指摘事項等【施設の存在意義について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>平成22年度以降の指定管理料が42,000,000円から変動していない現状からすると、経営努力の成果は未だ数字として表れていないように感じられる。事実として、「クアハウス湖陵」の運営の在り方を協議する検討委員会からの要望である利用料の引き上げは実施されていない。</p> <p>果たして、クアハウス湖陵は健康増進施設なのか観光振興施設なのか、指定管理者が目指す方向性は出雲市の条例における設置目的と乖離しているように感じられる。再度、クアハウス湖陵の存在意義について、出雲市と指定管理者において協議を重ねて頂きたい。また、市町村合併により、複数の類似施設を抱えることとなった出雲市としての今後の方針決定の責任は大きい。これらの施設は、維持管理費が多額になる傾向にあり、大規模修繕の必要性が生じた場合には、運営の休止さえも検討すべきであると思われる。もし可能であれば、民間移譲することも選択肢の1つであると言える。</p>	<p>クアハウス湖陵の今後の方向性については、次期指定管理者更新に向けた市の施設全体におけるあり方を検討するなかで利用料金の変更等とあわせて検討していきます。</p>

指摘事項等【行政財産の目的外使用について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>出雲市行政財産使用料条例に基づいて算出された使用料を徴収すべきである。</p>	<p>食堂は、温泉利用者の利便性のために必要な施設であり、食堂経営が不振の場合、使用料を減額してでも食堂を存続させたいと考えています。 今後は、条例に基づいて算出した使用料を徴収できるよう、経営者に経営改善に向けた取り組みを進めてもらうよう求めるとともに、日帰り温泉施設における食堂のあり方について検討します。</p>

指摘事項等【売店経営に対する取扱いについて】

売店経営の収支と施設の管理運営の収支は、それぞれ独立した会計区分で処理すべきである。仮に、施設の管理運営の収支が赤字になった場合には、売店経営による収益で補填すればよいと考える。また、売店経営のため使用している部分については、行政財産の目的外使用の許可をすると同時に使用料の徴収をすべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

当該施設の売店は、温泉利用者へのサービスの一環と考えており、施設の設置目的の範囲内で指定管理者の業務として実施するものであることから、行政財産の目的外使用許可は不要と判断しています。

なお、売店経営の収支と施設の管理運営の収支は個別に把握しています。

指摘事項等【施設、設備及び備品の管理について】

毎年度、異動状況に基づいた現物確認を行うなど適正な管理に努めるべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

これまでも、備品の処分や更新等の異動にあわせ備品台帳を整理してきましたが、改めて平成25年度末に現存の市所有備品を実地確認し、備品台帳を整理しました。
今後も、定期的に現物確認を行い適正な備品管理を図ります。

指摘事項等【管理運営状況の評価・公表について】

具体的な公表方法・内容について、協定時には当然決定しておくべきであり、早急に公表すべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

平成26年2月に市のホームページにおいて「平成24年度の管理運営状況に関する評価結果(中間評価)」を公表しました。今後も、同様に公表していきます。

指摘事項等【管理形態の検討及び管理運営について】

協定時において支出内容が判明していることから、支出内容に対応した適正科目で協定額に計上処理すべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

人件費及び清掃費については、平成25年度協定額から適正科目で計上しました。

指摘事項等【施設、設備及び物品の管理について】

早急に備品台帳等を作成し、毎年度終了後、現物との確認調査を実施すべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

現在、備品の確認調査を行っているところであり、調査結果に基づき、早急に台帳を整備します。

指摘事項等【管理運営状況の評価・公表について】

平成温泉と同様に、評価書(評価項目毎に判定及び評価内容を記載)の作成はされているが、公表はされていない。

指摘事項等に基づく措置の状況

平成26年2月に市ホームページにおいて「平成24年度の管理運営状況に対する評価結果(中間評価)」を公表しました。今後も、同様に公表していきます。

指摘事項等【収支計画書の毎年度提出について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>指定管理者の事業計画書に添付すべき収支計画書は、本来は年度ごとに作成されるものであり、毎年、年度末までに次年度分が提出されるべきである。</p> <p>中期経営計画として指定管理期間である3か年分の収支計画書を指定管理期間開始前に作成すること自体に問題はないが、毎年度の短期収支計画は中期経営計画とは別にその年度開始前の時点での情勢に基づいて毎年作成されるものであり、最も実情に即した現実的計画となるものである。この毎年度の短期収支計画の徴求を省略して3か年計画書の徴求をもって代えるというのは、かなり粗雑な方法と言える。指定管理者に質問したところ、この3か年計画書とは別に、指定管理者側では毎年の収支予算書をきちんと作成しているということであった。そうであれば、なぜその毎年度の収支予算書の提出を求めないのか理解に苦しむところである。</p> <p>実際に、この3か年計画書に基づいて平成23年度から平成25年度までの指定管理料が決められ、その通りに毎年の年度協定が結ばれている状況であり、それならば毎年年度協定を結ぶ意味が乏しくなってしまう。指定管理料の財源は税金であり、税金を投入する費用である以上は厳格な手続きに則って支弁されるべきである。こうした手続きの省略から推知されるのは市と指定管理者の間の緊張感の欠如である。</p> <p>市は指定管理者から、毎年精度の高い短期収支計画の提出を受け、この収支計画の数値を基に、指定管理料の年度協定額を吟味すべきである。</p>	<p>平成26年度の年度協定に当たっては、指定管理者から事業計画書とともに収支計画書を提出させ、それぞれの計画書の内容を審査したうえで、指定管理料を決定しました。今後は、これまでのやり方を改め、基本協定に則した手順で事務を処理していきます。</p>

指摘事項等【市の積算資料と指定管理者の決算額の大幅相違について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>これらの施設の指定管理者は非公募により選定されており、競争原理は働かないため、募集要項に記載される指定管理料の上限は極めて重要な意味を持つものである。指定管理者が立てた収支計画書に盛り込まれる指定管理料収入の金額を市が受け入れるかどうかは、その募集要項に記載された指定管理料との比較で判断されているためである。その指定管理料の積算時の人件費が、実際の必要額をはるかに超えて多額となっていることから、積算の精度の低さがうかがわれる。人件費は施設の運営費用の中で最も大きなウェイトを占める重要な費目である。その積算時には、綿密な試算と吟味が必要である。</p> <p>また、指定管理者の実際の決算内容から、積算段階での人件費想定額が大きすぎたことは明らかであるのに、その差額についての把握及び原因調査がなされていないことから、市の検証体制の甘さを指摘するところである。</p> <p>所管課は、積算資料における各経費の金額と、指定管理者の実際の決算書における各経費の金額を常に比較し、その差額の原因について調査すべきである。また、そのことを通じて指定管理料の金額の適正性について検討する必要がある。</p>	<p>積算資料と決算書の人件費差額について調査しました結果、市では、当初、舞台技術員に係る経費を、直接雇用されるものとして、人件費に費用計上していましたが、実際には、専門業者に委託されており、指定管理者では、これを委託料として決算処理したため、差額が生じたものと判明しました。平成26年度の指定管理者更新に当たっては、監査人の指摘を受け、舞台技術員について外部委託を前提に指定管理料の積算を行ったところです。今後は、積算資料と決算書を比較、精査するとともに、差額が生じた場合は、原因を究明するなど、指定管理料の適正化に努めていきます。</p>

指摘事項等【繰入金、繰出金による経理の不透明性について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>各会計間の繰出金や繰入金は、貸館施設4館を同一の指定管理者が管理運営しており、一般管理業務を出雲市民会館内の事務局で行っているために生ずるものであるため、必要な経理処理であると認められる。しかし、指定管理者の決算書上、これら繰出金、繰入金の内訳は表示されておらず、また、どの会計区分の繰出金がどの会計区分に繰入れられているのかも不明であった。明瞭性の観点から問題を感じる場所である。複数の種類の費用が混在している以上、繰入額や繰出額といった不明瞭な名称を使うのではなく、各特別会計において例えば給与負担金、退職給付引当金繰入などといったわかりやすい費目名で計上すべきである。</p>	<p>施設ごとに区分された各会計間の繰出金、繰入金については、経理の透明性を高める観点から、よりわかりやすい形で費用計上されるよう、指定管理者と協議を行っていきます。</p>

指摘事項等【芸術文化公演のチケット販売収入について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>出雲市財政白書にも記される通り出雲市は財政難である。収支を改善するために必要なことは、他でもなく歳出の削減努力である。とはいえ、市民にとって必要不可欠な行政サービスを削ることはできない。しかし、芸術文化事業については、すべての市民にとって必要不可欠なものとは言い難い。</p> <p>市と指定管理者が主催する芸術文化公演を楽しみにしている市民も当然多数いると思われ、芸術文化振興の必要性を否定するものではない。しかし、多数といえども市民全体からするとやはりそれは一部ということになる。一部の市民のために市が毎年度多額の税金を投入して割安の公演を行っているとするれば、それは公平な市民サービスとは言い難いのではないか。指定管理者は市とも協議の上、受益者負担の考え方を強化し、チケット販売単価と販売数の増加を図り、そのことによって指定管理料及び補助金支出の減少を目指すべきと考える。</p>	<p>芸術文化公演の入場料は、受益に対する対価としての性格を持ち、受益を受けない者との公平性を確保するため、その増加を図ることが必要です。今後、指定管理者と協議のうえ、目標値を設定するなど対応を検討していきます。</p>

指摘事項等【出雲市芸術文化振興指針の具体化と公表について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>芸術文化振興施策に関する市の姿勢と方針を明確にする意味で、こうした条例や指針の策定を評価することができるが、そうした条例や指針自体が、市民にとって身近なものとはなっていないのではないか。出雲市芸術文化振興指針には「本物志向と住民参加による出雲総合芸術文化祭等を推進」と謳われているが、言うまでもなくその実行のためには多額の金銭が必要となる。その金銭が公金で賄われている以上、市はその推進に関する方針とともに、ある程度具体的な事業計画内容、事業費の見込等を市民に公表すべきと考える。この点、出雲市芸術文化振興指針はパンフレットの形にはなっているものの、出雲市や指定管理者のホームページ等での公開はなされておらず、こうした指針が策定されていること自体を知らない市民も多いものと思われる。また、市や指定管理者はこうした点を再度見直し、積極的に方針と事業内容の開示を行い、市民の意見を受付けてその指針や具体的計画についての賛否を問うべきである。</p>	<p>芸術文化振興指針については、市のホームページで公開しているほか、各施設の窓口にパンフレットを置いて市民への周知に努めていますが、今後はさらに幅広く周知できる方法を検討します。</p> <p>また、芸術文化振興施策に関して、具体的な事業計画の内容や事業費の公表については、その内容、方法等について検討します。</p>

指摘事項等【芸術文化事業に係る寄付金の募集について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>芸術文化事業に関する市の方針や計画等の情報公開を進めることにより、有志の市民の理解と賛同を得ることができれば、そうした市民や民間団体からの寄付金を募ることも考え得るはずである。こうした寄付金の募集を熱心に行うことで、多額の寄付金が集まることは十分にあり得る。市と指定管理者が協力して本格的な寄付金募集に取組み、芸術文化事業の収入のうちの1つの大きな柱として寄付金収入が加われば、事業内容を衰退させることなく、歳出を減じることも可能になるはずである。</p> <p>また、現在の指定管理者は公益財団法人であり、公益財団法人に対して寄付を行う個人や法人には寄付金控除や損金算入といった税制上の優遇規定が適用される。このため、現在の指定管理者は寄付金を募るのに適した基盤を既に有している。</p> <p>これらのことから、市と指定管理者は協力して寄付金の募集活動に取り組むべきと考える。</p>	<p>指定管理者である出雲市芸術文化振興財団は、出雲メセナ協会の事務局を担っており、同協会では、企業等から寄付金を集め、それを原資に、地域の文化団体等の活動に対し、助成を行っています。</p> <p>また、芸術文化振興財団が実施する出雲芸術アカデミー事業では、保護者が主体となり、サポーター募集に取り組んでいます。市でも、こうした取組を参考にしながら、寄付金募集について検討します。</p>

指摘事項等【指定管理者の公募を考えるべきこと】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>文化施設の管理運営と芸術文化事業を両立できるのは現在の指定管理者以外にないという考えのようであるが、市の方針を理解して市と共に公益的な見地から事業に取り組むことができる団体が、現在の指定管理者以外に存在しないとは限らない。たしかに現在の指定管理者以外に、一括して貸館4施設の管理運営を行い、同時に芸術文化振興事業を遂行できる指定管理者候補者は見つかりにくい状況であると思われるが、それでも最初から非公募にして他の参画を遮断する理由にはならないと考える。例えば、4施設の一括指定管理を改めて分割指定管理にすることや、施設の管理事業と芸術文化振興事業を切り離して公募する方法により参入障壁を軽減することも可能と思われる。</p> <p>指定管理者を公募する大きなメリットのひとつは、指定管理者候補者に競争意識と緊張感を持たせることにあると考える。その点、非公募で指定管理者を選定する場合は、市と指定管理者ともに緊張感を欠きやすく、今回指摘をしたような短期収支計画書の提出省略、指定管理料の積算内容と決算額との比較検証の省略、経理内容の不透明性等もそうした理由により生じたものと思われる。このような点を踏まえ、市はまず公募による選定に向かうことを考えるべきである。</p>	<p>公募・非公募の選定方法については、指定管理施設の分割や施設管理事業と芸術文化振興事業の分離などの方法を含め、今後策定する指定管理者制度の運用指針を踏まえて検討します。</p>

指摘事項等【収支計画書の毎年度提出について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>出雲市民会館、ビッグハート出雲、大社文化プレイスうらら館、平田文化館に対する指摘事項と同様に、指定管理者の事業計画書に添付すべき収支計画書は、本来は年度ごとに作成されるものであり、毎年年度初めまでに次年度分が提出されるべきである。</p>	<p>平成26年度の年度協定に当たっては、指定管理者から事業計画書とともに収支計画書を提出させ、それぞれの計画書の内容を審査したうえで、指定管理料を決定しました。今後は、これまでのやり方を改め、基本協定に則した手順で事務を処理していきます。</p>

指摘事項等【市の積算の不備について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>人件費が委託費に切り替わっているのであれば、当初の市の想定とは違う形で運営がなされていることとなるため、当然に市はその相違内容について調査し、把握している必要がある。また、調査の結果、仮に指定管理料が過大であったことが確認されれば、次年度の年度協定に反映すべきである。こうした検証作業がきちんに行われていないとすれば、市は監督責任を果たしていないというべきである。</p>	<p>積算資料と決算書の人件費差額について、市では当初、展示事業の企画、立案等に係る経費を、直営で行われるものとして、人件費に費用計上していましたが、実際には、一部が外部委託されており、指定管理者では、これを委託料で決算処理したため、差額が生じたものです。今後は、積算資料と決算書を比較、精査するとともに、差額が生じた場合は、原因を究明するなど、指定管理料の適正化に努めます。</p>

指摘事項等【繰入金、繰出金による経理の不透明性について】

指定管理者の決算書において繰出金、繰入金といった不明瞭な科目でなく、退職給付引当金繰入などのわかりやすい費目名で計上すべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

施設ごとに区分された各会計間の繰出金、繰入金については、経理の透明性を確保する観点から、よりわかりやすい形で費目計上されるよう、指定管理者と協議を行っていきます。

3-3-4 出雲文化伝承館・平田本陣記念館【文化環境部 文化スポーツ課】

指摘事項等【指定管理者の公募を考えるべきこと】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>出雲市民会館、ビッグハート出雲、大社文化プレイスうらら館、平田文化館に対する意見と同様に、出雲文化伝承館、平田本陣記念館についても公募を検討すべきと考える。</p>	<p>公募・非公募の選定方法については、今後策定する指定管理者制度の運用指針を踏まえて検討します。</p>

指摘事項等【収支差額(余剰金)について】
<p>退職した職員の退職後の人件費に相当する部分については、未執行として返還を求めるべきである。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>退職した職員の不補充による人件費3,047千円の減少は、指定管理者の経営努力によるものと判断しており、指定管理料の返還を求める必要はないと考えています。</p>

指摘事項等【修繕料について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>修繕は、利用者の安全確保、サービスの質の向上のために迅速かつ確実に実施することが必要であり、これを怠ることは通常あり得ないことである。従って、実際に修繕の必要がない場合には、経営努力によって経費の節減が図られたとは言えない性質のものである。とすれば、当然、協定額と収支決算書とに差額が生ずれば、精算すべき性質のものである。</p>	<p>平田スポーツ公園の修繕料は、一件当たりの限度額を350千円と定め、これを超えないものは指定管理者の負担とし、超えるもの及び資本的支出に関する修繕等は市が実施しています。修繕の状況を調査し、実態に即した修繕料となるよう検討します。</p>

指摘事項等【施設、設備及び物品等の管理について】

基本協定書に備品等の管理規定を設けるとともに、統一した様式の備品台帳等の作成及び異動状況の管理、さらには実地確認調査をするべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

平成26年度の指定管理者更新に併せて、基本協定書に備品等の管理規定を設けました。また、備品台帳の作成については、現在、備品の確認調査を行っているところであり、調査結果に基づき、早急に整備します。

指摘事項等【人件費の算定について】

開所期間に対応した人件費とするべきである。事務局の業務(指定管理者となっている他の施設の管理運営に関する総括的な業務)に従事相当部分に対しては、他の施設を含めたところでそれぞれが応分の負担をするべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

事務局業務に係る人件費の算定については、指定管理者の裁量に委ねていますが、指定管理者と協議のうえ、他の施設を含めたところで、より実態に即した人件費配分となるよう検討します。

指摘事項等【施設、設備及び物品等の管理について】

平田スポーツ公園と同様に、備品台帳を作成し、毎年度その異動状況について実地確認調査をするべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

現在、備品の確認調査を行っているところであり、調査結果に基づき、早急に台帳を整備します。

指摘事項等【修繕料について】
<p>平田スポーツ公園と同様に、その差額について精算すべき性質のものである。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>平田B&G海洋センターの修繕料は、一件当たりの限度額を100千円と定め、これを超えないものは指定管理者の負担とし、超えるもの及び資本的支出に関する修繕等は市が実施しています。 修繕の状況を調査し、実態に即した修繕料となるよう検討します。</p>

指摘事項等【今後の管理運営について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>当該施設は、海洋性スポーツの普及を図るために設置されたものであるが、利用者が年々減少している。これは(A)利用期間が限定される。(B)利用が気象条件に左右される。(C)一般的に馴染みが薄いスポーツである。(D)利用場所(宍道湖)が好適とは言えない。などに基因するのではないかと思われる。従って、今後、利用者の増加を期待するには無理があると考えられる。こうした現状を考えた場合、施設の存続意義は希薄になっており、公の施設のあり方の中で真摯かつ真剣に検討する必要があることを問題提起しておきたい。</p>	<p>今後の施設のあり方については、現在、スポーツ・文化施設や社会教育施設など203施設を対象に見直し作業を進めているところであり、平田B&G海洋センターについても、他のスポーツ・レクリエーション系施設と同様、施設の統廃合を含めた総合的な検討を行うこととしています。</p>

指摘事項等【施設の運営方法について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>夏季の貸館としての運営は、他の代替施設を利用することで対応可能である。スケートリンク専用の施設に特化することで、解体組立費用の支出をなくすべきである。これによって、財政支出の抑制にも大きく貢献できることとなる。そのために条例を速やかに改正すべきである。</p>	<p>スケートリンクの解体組立を行うのは、夏季に貸館(スポーツ・展示会等)として使用するためではなく、次の理由によるものです。</p> <p>① 湖遊館は、通年型スケートリンクのような防熱構造になっていないため、毎年シーズン終了後、リンクを解体し、融氷、排水作業を行う必要があります。</p> <p>② 湖遊館の底地は、軟弱地層で地盤沈下が進行しており、長期間スケートリンクとして使用した場合、氷の荷重が不均一となり、亀裂が生じやすくなるため、毎年、シーズン前に行うリンク組立作業の中で、床下高さの調整を行う必要があります。</p> <p>このように、スケートリンクの解体組立は、現行施設においてアイススケート場を運営するうえで必要不可欠なものであると認識しています。</p> <p>なお、現在、スポーツ・文化施設や社会教育施設など203施設を対象に見直し作業を進めているところであり、湖遊館についても、他のスポーツ・レクリエーション系施設と同様、施設の運営方法を含め今後の施設のあり方について、利用状況、ランニングコスト及び大規模改修の予定等を勘案し、総合的な検討を行うこととしています。</p>

指摘事項等【修繕料について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>平田スポーツ公園と同様に、その差額について精算すべき性質のものである。</p>	<p>湖遊館の修繕料は、一件当たりの限度額を500千円と定め、これを超えないものは指定管理者の負担とし、超えるもの及び資本的支出に関する修繕等は市が実施しています。 修繕の状況を調査し、実態に即した修繕料となるよう検討します。</p>

指摘事項等【施設、設備及び物品等の管理について】

平田スポーツ公園と同様に、備品台帳を作成し、毎年度その異動状況について実地確認調査をするべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

現在、備品の確認調査を行っているところであり、調査結果に基づき、早急に台帳を整備します。

指摘事項等【修繕料について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>平田スポーツ公園と同様に、その差額について精算すべき性質のものである。</p>	<p>平田体育館の修繕料は、一件当たりの限度額を200千円と定め、これを超えないものは指定管理者の負担とし、超えるもの及び資本的支出に関する修繕等は市が実施しています。修繕の状況を調査し、実態に即した修繕料となるよう検討します。</p>

指摘事項等【施設、設備及び物品等の管理について】

平田スポーツ公園と同様に、備品台帳を作成し、毎年度その異動状況について実地確認調査をするべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

現在、備品の確認調査を行っているところであり、調査結果に基づき、早急に台帳を整備します。

指摘事項等【修繕料について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>平田スポーツ公園と同様に、その差額について精算すべき性質のものである。</p>	<p>平田愛宕山プールの修繕料は、一件当たりの限度額を200千円と定め、これを超えないものは指定管理者の負担とし、超えるもの及び資本的支出に関する修繕等は市が実施しています。修繕の状況を調査し、実態に即した修繕料となるよう検討します。</p>

指摘事項等【施設、設備及び物品等の管理について】
<p>平田スポーツ公園と同様に、備品台帳を作成し、毎年度その異動状況について実地確認調査をするべきである。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>現在、備品の確認調査を行っているところであり、調査結果に基づき、早急に台帳を整備します。</p>

指摘事項等【修繕料について】
<p>平田スポーツ公園と同様に、差額について精算すべき性質のものである。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>平田愛宕山野球場の修繕料は、一件当たりの限度額を200千円と定め、これを超えないものは指定管理者の負担とし、超えるもの及び資本的支出に関する修繕等は市が実施しています。修繕の状況を調査し、実態に即した修繕料となるよう検討します。</p>

指摘事項等【施設、設備及び物品等の管理について】

平田スポーツ公園と同様に、備品台帳を作成し、その異動状況について毎年度実地確認調査をするべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

現在、備品の確認調査を行っているところであり、調査結果に基づき、早急に台帳を整備します。

指摘事項等【非公募とした理由について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>非公募としたのは、今回更新のない他の施設とグループ化して公募するためであり、相当の理由があると思われるが、利用の実態を見ると、平田高等学校の硬式テニス部の部活での利用が主であるとのことである。また、平田高等学校に隣接していること及び無料施設であること等を考えた場合、当該施設を学校に移管し、学校の施設として管理運営をした方が実態に即していると思われる。「公の施設の管理のあり方」の中で真摯かつ真剣な検討を望むものである。</p>	<p>今後の施設のあり方については、現在、スポーツ・文化施設や社会教育施設など203施設を対象に見直し作業を進めているところであり、平田愛宕山庭球場についても、他のスポーツ・レクリエーション系施設と同様、施設の統廃合を含めた総合的な検討を行うこととしています。</p>

指摘事項等【指定管理料について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>支出科目の内容、金額から経費の節減がされたという形跡はない。指定管理料の算定を見直し、適正な金額に是正することを検討すべきである。</p>	<p>平成26年度の指定管理者更新時に併せて指定管理料を見直し、16千円減額の304千円としました。</p>

指摘事項等【施設、設備及び物品の維持管理について】

統一した様式により備品台帳を作成し、廃棄処分、新規購入等の異動状況について管理するとともに、毎年度、現物確認調査を実施すべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

現在、備品の確認調査を行っているところであり、調査結果に基づき、早急に台帳を整備します。

指摘事項等【管理運営状況の評価・公表について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>透明性・公正性を担保することから、速やかに評価結果を公表すべきである。</p>	<p>本年度中に「平成25年度の管理運営状況に対する評価結果(中間評価)」を公表する予定にしています。</p>

指摘事項等【非公募とした理由について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>平田愛宕山庭球場の(監査意見)と同様である。</p>	<p>今後の施設のあり方については、現在、スポーツ・文化施設や社会教育施設など203施設を対象に見直し作業を進めているところであり、平田テニスコートについても、他のスポーツ・レクリエーション系施設と同様、施設の統廃合を含めた総合的な検討を行うこととしています。</p>

指摘事項等【指定管理料について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>支出科目の内容、金額から経費の節減がされたという形跡はない。指定管理料の算定を見直し、適正な金額に是正することを検討すべきである。</p>	<p>平成26年度の指定管理者更新時に併せて指定管理料を見直し、7千円減額の123千円としました。</p>

指摘事項等【施設、設備及び物品の維持管理について】

平田愛宕山庭球場と同様に、統一した様式により備品台帳を作成し、廃棄処分、新規購入等の異動状況について管理するとともに、毎年度、現物確認調査を実施すべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

現在、備品の確認調査を行っているところであり、調査結果に基づき、早急に台帳を整備します。

指摘事項等【管理運営状況の評価・公表について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>平田愛宕山庭球場と同様に、透明性・公正性を担保することから、速やかに評価結果を公表すべきである。</p>	<p>本年度中に「平成25年度の管理運営状況に対する評価結果(中間評価)」を公表する予定にしています。</p>

指摘事項等【非公募とした理由について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>平田愛宕山庭球場の(監査意見)と同様である。</p>	<p>今後の施設のあり方については、現在、スポーツ・文化施設や社会教育施設など203施設を対象に見直し作業を進めているところであり、平田ニュースポーツ広場についても、他のスポーツ・レクリエーション系施設と同様、施設の統廃合を含めた総合的な検討を行うこととしています。</p>

指摘事項等【指定管理料について】

支出科目の内容、金額から経費の節減がされたという形跡はない。指定管理料の算定を見直し、適正な金額に是正することを検討すべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

平成26年度の指定管理者更新時に併せて指定管理料を見直し、消費税率引き上げに伴う影響額を除き、10千円の減額としました。

指摘事項等【管理運営状況の評価・公表について】
<p>平田愛宕山庭球場と同様に、透明性・公正性を担保することから、速やかに評価結果を公表すべきである。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>本年度中に「平成25年度の管理運営状況に対する評価結果(中間評価)」を公表する予定にしています。</p>

指摘事項等【人件費の算定について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>通常、人件費は給与額と法定福利費の合計額と考えられるが、指定管理者の事業内容、収入等を考慮することも必要ではないかと思われる。従って、早期に統一した見解を出し、これに基づいて是正措置を講ずるべきである。</p>	<p>退職給与引当金については、市の積算に含めないこととします。</p>

指摘事項等【施設、設備及び物品の管理について】

統一した様式の備品台帳を作成のうえ、その異動状況(廃棄処分・新規購入)を管理すると共に、毎年度、現物確認調査を実施すべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

現在、備品の確認調査を行っているところであり、調査結果に基づき、早急に台帳を整備します。

指摘事項等【管理運営状況の評価・公表について】

透明性・公正性を担保するという観点から、速やかに評価結果を公表すべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

平成26年2月に市のホームページにおいて「平成24年度の管理運営状況に対する評価結果(中間評価)」を公表しました。今後も、同様に公表していきます。

指摘事項等【施設、設備及び物品の管理について】

出雲健康公園と同様に、備品台帳を作成し、毎年度その異動状況について実地確認調査をするべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

現在、備品の確認調査を行っているところであり、調査結果に基づき、早急に台帳を整備します。

指摘事項等【管理運営状況の評価・公表について】
<p>出雲健康公園と同様に、透明性・公正性を担保するという観点から、速やかに評価結果を公表すべきである。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>平成26年2月に市のホームページにおいて「平成24年度の管理運営状況に対する評価結果(中間評価)」を公表しました。今後も、同様に公表していきます。</p>

指摘事項等【管理運営状況について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>当施設は昭和37年に使用開始され、既に50年余り経過しており、老朽化している。光熱水費の縮減のための改修費用も2千万円とも試算されている。現在の利用状況及び周囲の環境から見て、当初の設置目的からすれば、その存続の価値・意義はかなり希薄になっていると思われる。50m公認コースということで、水泳競技大会の開催等に支障がでるとの指摘もあるが、平田愛宕山プールも50m公認コースであることから、利用調整することによって解決できる。従って、当施設を廃止し、別途、有効な利用方法を検討すべきであると考え、「公の施設のあり方について」の検討の中で真摯かつ真剣な議論を望むものである。</p>	<p>今後の施設のあり方については、現在、スポーツ・文化施設や社会教育施設など203施設を対象に見直し作業を進めているところであり、出雲プールについても、他のスポーツ・レクリエーション系施設と同様、施設の統廃合を含めた総合的な検討を行うこととしています。</p>

指摘事項等【施設、設備及び物品の管理について】
<p>出雲健康公園と同様に、備品台帳を作成し、毎年度その異動状況について実地確認調査をするべきである。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>現在、備品の確認調査を行っているところであり、調査結果に基づき、早急に台帳を整備します。</p>

指摘事項等【管理運営状況の評価・公表について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>出雲健康公園と同様に、透明性・公正性を担保するという観点から、速やかに評価結果を公表すべきである。</p>	<p>平成26年2月に市のホームページにおいて「平成24年度の管理運営状況に対する評価結果(中間評価)」を公表しました。今後も、同様に公表していきます。</p>

指摘事項等【管理運営状況について】
<p>今後、一般利用者はもちろん身体障がい者に喜ばれる施設として管理運営されることを期待する。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>市として、今後も障がい者が利用しやすい管理運営を行うとともに、自主事業の開催や障がい者団体等との連携により、健常者と障がい者の交流が一層図られるよう援助したいと考えています。</p>

指摘事項等【施設、設備及び物品の管理について】
<p>出雲健康公園と同様に、備品台帳を作成し、毎年度その異動状況について実地確認調査をするべきである。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>現在、備品の確認調査を行っているところであり、調査結果に基づき、早急に台帳を整備します。</p>

指摘事項等【管理運営状況の評価・公表について】
<p>出雲健康公園と同様に、透明性・公正性を担保するという観点から、速やかに評価結果を公表すべきである。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>平成26年2月に市のホームページにおいて「平成24年度の管理運営状況に対する評価結果(中間評価)」を公表しました。今後も、同様に公表していきます。</p>

指摘事項等【管理運営業務の再委託について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>再委託の理由経緯はどうか、その実態からすると基本協定が遵守されていないと考えられる。管理運営方法の変更又は指定管理を取消しの上、直営として外部委託方式とすることなどを検討する必要がある。また、人件費については、適正な額を算定し、過大部分は返還を求めべきである。</p>	<p>指定管理者制度による施設の管理運営に関しては、再委託の状況を確認したうえで、平成28年度の指定管理者更新時期までに適切な管理形態を検討していきます。また、人件費の算定方法については、施設の管理運営に係る適切な人員数、単価となるよう検討します。</p>

指摘事項等【施設の利用状況について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>条例によれば、使用期間は通年・使用時間は9時～22時となっているが、利用実績を見ると非常に無駄がある。気候条件、地理的条件等から見て、今後、利用者の増は余り期待できないと思われる。他に代替施設もあることを考慮すると、使用期間・使用時間について利用実態に即したものにすることが必要である。そのための条例改定を検討すべきである。</p>	<p>今後の施設のあり方については、現在、スポーツ・文化施設や社会教育施設など203施設を対象に見直し作業を進めているところであり、稗原運動広場については、施設の使用期間、使用時間を含め、施設の統廃合を含めた総合的な検討を行うこととしています。</p>

指摘事項等【施設、設備及び物品の管理について】

出雲健康公園と同様に、備品台帳を作成し、毎年度その異動状況について実地確認調査をするべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

現在、備品の確認調査を行っているところであり、調査結果に基づき、早急に台帳を整備します。

指摘事項等【管理運営状況の評価・公表について】

出雲健康公園と同様に、透明性・公正性を担保するという観点から、速やかに評価結果を公表すべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

平成26年2月に市のホームページにおいて「平成24年度の管理運営状況に対する評価結果(中間評価)」を公表しました。今後も、同様に公表していきます。

指摘事項等【管理運営業務の再委託について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>管理運営方法の変更を検討すべきである。又は、管理形態を見直して、実態に即した形態にすべきである。</p>	<p>指定管理者制度による施設の管理運営に関しては、再委託の状況を確認したうえで、平成28年度の指定管理者更新時期までに適切な管理形態を検討していきます。</p>

指摘事項等【指定管理料が増額されたことについて】

指定管理料の決定に当たっては、収入・支出について統一した算定方法を確立し、これに基づいた積算をすべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

指定管理料の算定については、積算基礎を明らかにし、適切な管理経費等を積み上げる方法で算出します。

指摘事項等【施設、設備及び物品の管理について】

出雲健康公園と同様に、備品台帳を作成し、毎年度その異動状況について実地確認調査をするべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

現在、備品の確認調査を行っているところであり、調査結果に基づき、早急に台帳を整備します。

指摘事項等【管理運営状況の評価・公表について】
<p>出雲健康公園と同様に、透明性・公正性を担保するという観点から、速やかに評価結果を公表すべきである。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>平成26年2月に市のホームページにおいて「平成24年度の管理運営状況に対する評価結果(中間評価)」を公表しました。今後も、同様に公表していきます。</p>

指摘事項等【管理運営業務の再委託について】
<p>出雲西部体育館と同様に、管理運営方法の変更を検討すべきである。又は、管理形態を見直して、実態に即した形態にすべきである。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>指定管理者制度による施設の管理運営に関しては、再委託の状況を確認したうえで、平成28年度の指定管理者更新時期までに適切な管理形態を検討していきます。</p>

指摘事項等【施設、設備及び物品の管理について】

出雲健康公園と同様に、備品台帳を作成し、毎年度その異動状況について実地確認調査をするべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

現在、備品の確認調査を行っているところであり、調査結果に基づき、早急に台帳を整備します。

指摘事項等【管理運営状況の評価・公表について】
<p>出雲健康公園と同様に、透明性・公正性を担保するという観点から、速やかに評価結果を公表すべきである。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>平成26年2月に市のホームページにおいて「平成24年度の管理運営状況に対する評価結果(中間評価)」を公表しました。今後も、同様に公表していきます。</p>

指摘事項等【指定管理料の算定積算について】
<p>指定管理料の見直し検討をすべきである。また、見直し検討後の指定管理料について、指定管理者と協議する必要がある。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>指定管理料については、指定管理者の募集時に想定額を示しており、また仕様書及び指定管理者の提案に基づき決定しているため、特別な事情がある場合を除き、当初の額を変更すべきではありませんが、仕様及び積算内容を精査し、次回指定管理者更新にあわせて指定管理料を見直します。</p>

指摘事項等【管理運営状況の評価・公表について】

出雲健康公園と同様に、透明性・公正性を担保するという観点から、速やかに評価結果を公表すべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

平成26年2月に市のホームページにおいて「平成24年度の管理運営状況に対する評価結果(中間評価)」を公表しました。今後も、同様に公表していきます。

指摘事項等【指定管理料の積算について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>利用者が増えたことによる利用料収入の増加、人件費の増加は指定管理者の責任であり、指定管理者が事業実施した結果として処理すべき問題であると思われる。従って、管理業務の変更・追加あるいは特別な事情がある場合は別として、当初の額を変更するべきではないと考える。</p>	<p>指定管理料の算定については、積算基礎を明らかにし、適切な管理経費等を積み上げる方法で算出します。</p>

指摘事項等【施設、設備及び物品の管理について】

出雲健康公園と同様に、備品台帳を作成し、毎年度その異動状況について実地確認調査をするべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

現在、備品の確認調査を行っているところであり、調査結果に基づき、早急に台帳を整備します。

指摘事項等【管理運営状況の評価・公表について】
<p>出雲健康公園と同様に、透明性・公正性を担保するという観点から、速やかに評価結果を公表すべきである。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>平成26年2月に市のホームページにおいて「平成24年度の管理運営状況に対する評価結果(中間評価)」を公表しました。今後も、同様に公表していきます。</p>

指摘事項等【指定管理料の算定方法について】

指定管理料の決定に当たっては、収入・支出科目全てについて、統一した算定方法を確立し、これに基づいて厳正的確な積算をすべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

指定管理料の算定にあたっては、施設の管理運営費や利用料金収入等の積算基礎を明らかにし適切な管理経費等を積み上げる方法で算出することとします。

指摘事項等【無償貸与備品の管理について】

備品は、市有財産であることから、的確な管理が求められる。従って、備品管理台帳を作成し、異動状況を確認記載すると同時に毎年度現物との確認調査を実施すべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

これまでも、備品の劣化等により修繕・更新があれば報告を受け異動状況は把握していますが、改めて備品台帳を整理するとともに、定期的に現物確認を行い適正な備品管理に努めます。

指摘事項等【管理運営状況の評価・公表について】

出雲健康公園と同様に、透明性・公正性を担保するという観点から、速やかに評価結果を公表すべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

平成26年2月に市のホームページにおいて「平成24年度の管理運営状況に対する評価結果(中間評価)」を公表しました。今後も、同様に公表していきます。

指摘事項等【事業実施状況報告について】

年間の事業実施報告書の内容が妥当であるかどうかの検討は行われていない。事業計画書、前年度の決算書数値及び協定額との比較検討することは、次年度以降の効果的・効率的な管理運営のためには必須である。こうした検討を行うと同時に結果を基に指定管理者と協議する必要がある。

指摘事項等に基づく措置の状況

事業実施状況については、各種報告書により適宜、確認・評価しています。年間の事業実施報告書についても、事業計画書や前年度実績等と照らし合わせ確認を行うとともに、引き続き必要な指定管理者との協議の場を設けていくこととします。

指摘事項等【人件費の比較検討について】
<p>市内の他の指定管理公園と比較検討はしているのに、比較書類等で残さず、事後の運営に活かされていないのであれば、検討されているとは言い難い。確かに、規模・施設内容の違いから、単純な比較ができないという事情はあると思われるが、それならば、その規模や施設内容の相違点を評価し、それを勘案して比較した結果が妥当であるかどうかといった柔軟な判断は可能のほうである。</p> <p>財政難の局面にある市にとって、指定管理施設の人件費や人員配置が過大でないかどうかは重大な関心事のほうである。常に他の公園等との比較を行い、その記録を残すことが必要である。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>人件費の算定に当たっては、施設の管理運営に係る適切な人員数、職種にあった単価を検討のうえ、給与及び社会保険料をもって人件費とする積算に努めます。また、可能な場合は、他の施設と比較検討を行い、その結果を記録します。</p>

指摘事項等【人件費の積算額と決算額との差異について】

人件費は指定管理者の経費の中で最も大きなウェイトを占める費用であるため、その金額の妥当性について、市は特に敏感であるべきである。毎年度の指定管理者の予算書、決算書の内容と市の想定していた金額とに開きがある場合はその差についてきちんと調査・検討し、その結果を書類で残すべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

支出見込額と決算額に差異がある場合は、その原因を究明することとし、結果や対応方法等を記録します。

指摘事項等【人件費の適正按分について】

指定管理者は、市の公金を財源とした指定管理料を収受する以上、指定管理事業とその他事業との経費按分をきちんと行って、指定管理事業の正確な収支を把握する義務がある。このことから、人件費についても一律の金額でなく、実際の従事時間に応じた按分金額に近くように、もう一段手順をかけて、個人別のタイムカードによる人件費按分などの方法を導入すべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

平成26年度から法人負担分の給与について、実際の勤務状況を記録し、実態に合わせた支給する方法に変更しました。

指摘事項等【人件費の適正按分について】

法人会計に按分計上する給与の金額が一律1人月額5,000円というのは粗雑に感じる。按分計上の方法を、従事日数や従事時間等の合理的な基準による方法に見直すべきである。

指摘事項等に基づく措置の状況

平成26年度から法人負担分の給与について、実際の勤務状況を記録し、実態に合わせた支給する方法に変更しました。

指摘事項等【所管課による実地調査について】
<p>実地調査の実施及び評価書の指定管理者への通知という面で、他の監査対象課との比較においては、指定管理者に対する監督体制が整っており評価すべきと考える。</p> <p>しかしながら、実地調査の際のチェックリストや調査調書等は作成されていないため、現地においてどのようなことを調査し、結果がどうであったのかが記録されていないとのことであった。この点、現地調査の際のチェックリストや調書の様式を整えて、後日においても過去の調査内容と結果を確認できる状態にしておくことにより、さらに指定管理者に対する監督体制の充実を図ることができるため、これに取り組むべきである。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>平成26年度から調査表とチェックリストを作成し、記録をとるよう変更しました。</p>

指摘事項等【風車の早期撤去について】

もともと売電収入による採算を取る目論見はなく、風力発電についての知識の普及を主目的として設置されたものということであるが、稼働していない風車では風力発電への関心や興味は得られにくいとも考える。また、さらなる老朽化による破損、落下等の危険度の上昇も懸念される。これらのことから、風車は早期に市の責任において撤去すべきと考える。

指摘事項等に基づく措置の状況

風車は、国庫補助金と起債を充当しており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による制限や起債の償還年度を勘案して、平成28年度以降に撤去を考えていますが、今後の風車の老朽化状況を確認しながら、撤去時期を決定したいと考えています。

指摘事項等【指定管理者の本店所在地について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>当施設の指定管理者は公募により選定されているにもかかわらず、その選定前に設立された法人の所在地が当施設と同一であることに違和感を覚えるところである。このことから、公募の実態を欠いているのではないかと思われる。</p> <p>公募である以上、指定管理者の募集・選定手続前においては、当該法人が当施設の指定管理者となるかどうかはまだわからないのであるが、その状況のなか当施設の所在地を本店所在地として登記させた時点で、実質的には当該法人が指定管理者に決まっていたことが強く推測される。</p> <p>今後の指定管理期間の更新時においても、指定管理者募集の段階で当該施設を本店所在地とする指定管理法人が存在することは、他の指定管理者候補者にとっては参入障壁となり得る。市は公募による募集の趣旨を尊重し、新規事業者の参入障壁を可能な限り小さくすべきである。そのために、指定管理法人の本店所在地を当施設の所在地とは別の場所とし、指定管理者の更新時においては複数の応募を得られるように広く募集情報を発信すべきである。</p>	<p>法人の本店所在地は、実際の活動拠点とすることが一般的であると考えています。なお、指定管理者の更新に伴い、指定管理者が変更となる場合には、従前の法人の本店所在地を指定管理施設外へ変更していただくよう求めます。</p>

指摘事項等【指定管理者の募集と選定について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>旧斐川町の選定委員会による採点表を見てみると、応募者が現在の指定管理者1者のみであったためか、具体的な判断材料に関する記述が乏しく、点数のみ記載されているものが多い。このことから、公募の利点が十分に発揮されていないと感じるところである。応募者が複数となれば応募者側にも選定委員会側にもより良い緊張感が生まれ、選定段階の手続きのさらなる適正化が期待できると考える。</p> <p>公募の利点である競争原理は、応募者が複数となって初めて発揮されるものである。市は応募者を複数とするため、次回更新時においては指定管理者の募集に注力すべきである。</p>	<p>次期(平成28年度以降)の指定管理者の募集にあたっては、0-1-2 総論の【2. 選定手続等の妥当性について】に係る措置の状況の②に記載しているとおり幅広い周知に努めます。</p>

指摘事項等【市の積算資料と決算額との比較検討について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>市の積算資料の「展示・イベント開催費」には人件費等も含まれているとのことであったが、そうであれば含まれている人件費の内訳も示すなど詳細を明らかにして検証可能性を確保すべきである。</p> <p>積算資料の正確性、明確性が非常に重要であることは先述のとおりであるが、積算内容と実際の指定管理者の運営内容を比較検討していくことも同様に重要である。市民の税金を財源として支払われる指定管理料について、その金額が妥当なものであるかどうかを判断するに当たり、指定管理者の収支決算内容を毎年精査することは絶対に必要である。その意味でも、市の積算資料と指定管理者の収支決算状況は、毎年欠かさず比較検討すべきであり、それにより積算資料に不正確な部分が認められるのであればその是正を行うと同時に指定管理料に反映すべきである。</p>	<p>市の積算資料と指定管理者の収支決算状況については、毎年比較検討し、それにより積算資料に不正確な部分が認められるのであれば、その是正を行うと同時に指定管理料に反映するようにします。</p>

指摘事項等【積算資料の納付消費税の計算方法について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>指定管理者が納付すべき消費税の計算式は、簡易課税方式による場合には(課税収入合計)×5/105×50%となるはずである。</p> <p>また、本則課税方式を想定するのであれば、(課税収入合計－課税経費合計)×5/105とすべきであり、課税経費を概ね50%と見て計算する方式というのは正確性に欠けると言える。</p> <p>いずれにしても、積算資料の上では「収入合計」＝「経費合計」が前提であるため、積算資料に示された消費税の算式では、観覧料・施設利用料部分が二重に計算に入ることとなり、消費税額が大きすぎることとなる。</p> <p>形式的な部分ではあるが、できる限り正確な算式を用いるべきである。</p>	<p>平成26・27年度指定管理料の積算にあたっては、納付消費税については、(課税収入合計－課税経費合計)×8/108により行っています。</p>

指摘事項等【入館者増加のための取組みについて】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>一般的に同じ展示物を何度も見学する人は少なく、入館経験者が増えるに従って新規入館者数が減少するのは仕方ない面があると思われるが、施設の存在価値を測るうえで、どれほどの人が実際に利用しているかという実績はやはり重要である。公園と合わせてではあるが年間3,800万円近くもの税金が投入される公の施設である以上、入館者数の推移には敏感である必要があり、かつ、入館者数を増加させるための継続的な努力が必要と考える。</p> <p>この点、荒神谷博物館は文化庁の「公開承認施設」の認定を受けるなど、文化財の公開展示について積極的な取組みを行っているとのことである。平成22年より古代出雲歴史博物館、荒神谷博物館、出雲弥生の森博物館及び加茂岩倉遺跡ガイダンスの4者で「弥生ブロンズネットワーク会議」という施設連絡会を設置し、古代出雲歴史博物館の入館者をいかにして他の3館に誘導するかなどについて協議を行っているとのことであり、これは好ましいことと考える。また、学校との連携としては、従来旧斐川町内の中学校との連携や小学校への出前授業などを行っているとのことであり、これもよい取組みであると考え。しかし、弥生ブロンズネットワーク会議の具体的取組みや活動成果があまり明確でなく、認知度も低いと思える。会議の開催も年2回程度とのことであり、成果を上げているかどうか評価することができない。また、学校との連携に関しては現状では旧斐川町内の学校連携に止まっている。弥生ブロンズネットワーク会議の4館で定期的な会議を増進するとともに、旧斐川町だけでなく、出雲全市の学校連携に広げるべきである。荒神谷遺跡は、出雲地方の人々にとっては郷土の誇りとも言える貴重なものである。常に人々の興味を掘り起こすための工夫を検討し、実行してほしいと思う。</p>	<p>リピーターの確保は、大きな課題であると認識しており、定期講座を継続的に開催したり、県内博物館との連携による割引制度以外にもJAFとの契約により、誘客を促進しています。</p> <p>さらに、国宝青銅器発見30周年を記念して、出雲市観光協会のホームページにお薦めドライブコースとして、歴博や出雲弥生の森博物館なども組み入れた「古代出雲周遊モデルコース」を作成しました。また、旧出雲市、旧斐川町、旧加茂町で構成していた「古代出雲王国の里推進協議会」作成のガイドマップのリメイク版を作成して、県外からの観光客に対して分かり易く、出雲市内の青銅器関連の遺跡や王墓などの紹介を行うこととしています。</p> <p>近年、出雲大社に多くの女性客が訪れていますが、これらの女性に荒神谷に興味を持っていただくために、今年3月に女性を中心に30名程度集まっておき意見交換会を行いました。その際に出た『古代衣装イメージの制服』や『荒神谷のハスの解毒効果のPR』、『朝ヨガなどの体験メニューの充実』を行っています。</p> <p>なお、学校との連携については、これまで荒神谷博物館では主に旧斐川町の小中学校と行ってきましたが、平成26年度からは出雲弥生の森博物館が全市内の小中学校を対象に行っている「ふるさと歴史派遣事業」に組み入れ、2館合同で行っています。また、市内の全小中学校に荒神谷博物館への来館を促すため、校長会や市教育研究会小学校社会科部会、中学校社会科部会を通じて働きかけを行っています。</p>

指摘事項等【観覧料について】	指摘事項等に基づく措置の状況										
<p>現在は常設展の一般観覧料金が200円と非常に安価であるが、博物館の維持管理費の金額に対し、観覧料が低すぎるのではないかと感じる。例えば条例を改正して観覧料を引き上げた上で、出雲市民を対象とした割引料金を設けるなどの方策も考えるべきである。</p>	<p>観覧料については、適正金額となるよう、出雲市内外の近隣の考古系博物館の観覧料を参考にし施設・展示の規模を勘案して、今後引き上げを検討します。 なお、出雲市内外の近隣の考古系博物館の現在の観覧料は、次のとおりとなっています。</p> <table border="0"> <tr> <td>島根県立古代出雲歴史博物館</td> <td>一般610円、大学生410円、小中高生200円</td> </tr> <tr> <td>島根県立八雲立つ風土記の丘</td> <td>一般200円、大学生100円、小中高生無料</td> </tr> <tr> <td>松江歴史館</td> <td>大人510円、小中学生250円</td> </tr> <tr> <td>出雲弥生の森博物館</td> <td>入館料は無料、特別展については有料</td> </tr> <tr> <td>出雲文化伝承館</td> <td>入館料は無料、特別展は別料金</td> </tr> </table>	島根県立古代出雲歴史博物館	一般610円、大学生410円、小中高生200円	島根県立八雲立つ風土記の丘	一般200円、大学生100円、小中高生無料	松江歴史館	大人510円、小中学生250円	出雲弥生の森博物館	入館料は無料、特別展については有料	出雲文化伝承館	入館料は無料、特別展は別料金
島根県立古代出雲歴史博物館	一般610円、大学生410円、小中高生200円										
島根県立八雲立つ風土記の丘	一般200円、大学生100円、小中高生無料										
松江歴史館	大人510円、小中学生250円										
出雲弥生の森博物館	入館料は無料、特別展については有料										
出雲文化伝承館	入館料は無料、特別展は別料金										

指摘事項等【人件費の適正按分について】
<p>指定管理事業の収益割合と人件費計上率の乖離から見ると、やはり指定管理事業に配分している人件費が大き過ぎると感じるところである。この点、5つの事業ごとの人件費の額を正当に計上するため、各事業への従事割合をできる限り適正に見積り、実態に即した配賦率で各事業に計上すべきである。</p>

指摘事項等に基づく措置の状況
<p>人件費については、各事業への従事割合に基づいた配賦率により各事業に計上されるよう指定管理者に対し指導し、指定管理業務に係る適正な職員数及び人件費を積算します。</p>

指摘事項等【市と指定管理者との定期協議の必要性について】	指摘事項等に基づく措置の状況
<p>指定管理者に管理を任せているとはいえ、荒神谷博物館は出雲市の所有施設である。市の施設である以上は、その管理運営状況について注視する義務が市にはある。最小限の経費で効率的な運営がなされているかどうかを市が継続的にチェックする必要があるのに、それが十分になされていない状況には問題がある。指定管理者制度のメリットは、市と指定管理者との間で適度な緊張関係をつくり、指定管理者による効率的かつ効果的な管理運営を促すことにあると考えるが、荒神谷博物館及び荒神谷史跡公園においては現時点では市と指定管理者の間の緊張感が不足していると思える。</p> <p>所管課は定期的に指定管理者との正式な面談の機会を設け、収支決算内容の正確性の検証、経費節減の可能性の模索、実地訪問による管理運営状況の確認、利用者増加や利用者満足度の上昇のための協議を行うべきである。</p>	<p>今後は、四半期に1回程度、指定管理者と定期協議の場を設け、利用者増加や利用者満足度の上昇につながるような方策について協議していく考えです。</p>